馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

募集要項

令和７年６月

会津若松地方広域市町村圏整備組合

目　次

第１章　背景・目的 ..... - 1 -

第２章　概要 ..... - 2 -
　１．　名称 ..... - 2 -
　２．　対象施設及び対象業務 ..... - 2 -
　３．　委託方式 ..... - 2 -
　４．　委託期間 ..... - 2 -
　５．　見積上限額 ..... - 2 -
　６．　遵守すべき関係法令等 ..... - 2 -

第３章　事業者選定の方法 ..... - 3 -
　１．　事業者選定の方法 ..... - 3 -
　２．　事業者選定等のスケジュール ..... - 4 -
　３．　応募資格に関する事項 ..... - 5 -

第４章　応募手続き等 ..... - 8 -
　１．　募集要項等に関する質問の受付 ..... - 8 -
　２．　資料の閲覧 ..... - 9 -
　３．　現場説明会 ..... - 10 -
　４．　応募表明書及び応募資格審査申請書等の受付 ..... - 10 -
　５．　応募資格審査結果の通知 ..... - 12 -
　６．　応募資格審査結果の疑義照会 ..... - 12 -
　７．　提案書の受付 ..... - 12 -
　８．　提案内容の審査 ..... - 13 -
　９．　優先交渉権者の決定 ..... - 13 -
　１０．　選定結果の疑義照会 ..... - 13 -
　１１．　基本協定の締結 ..... - 14 -
　１２．　委託契約の締結 ..... - 14 -
　１３．　その他留意事項 ..... - 14 -

第５章　事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 ..... - 15 -
　１．　予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方 ..... - 15 -
　２．　委託費の支払い等 ..... - 15 -
　３．　要求する水準 ..... - 15 -
　４．　実施状況のモニタリング ..... - 15 -
　５．　事業者の責任の履行の確保に関する事項 ..... - 16 -

【別紙１】施設情報の詳細
【別紙２】リスク分担表
【別紙３】第三者委託の責務と責任分担

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

募集要項

本募集要項は、会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「本組合」という。）が馬越浄水場及び送水施設運営業務委託（以下「本委託」という。）を公募型プロポーザル方式により発注するにあたり、本委託を実施する事業者（以下「本事業者」という。）を選定する手続きについて、必要事項を定めたものである。

なお、本募集要項は、令和７年３月10日に本組合が公表した実施方針に対する質問、提案及び意見を反映したものであり、本募集要項と実施方針に相違がある場合には、本募集要項の規定内容を優先する。

また、本募集要項に記載がない事項については、実施方針及び本募集要項に対する質問・回答によるものとする。

第１章　背景・目的

本組合の水道用水供給事業は、阿賀野川水系阿賀川の河川水（大川ダム放流水）を水源とする馬越浄水場から、１市２町（会津若松市、会津坂下町、会津美里町）に対して、水道用水の供給を行っている。

現在、馬越浄水場は個別委託方式により運転管理のみを委託し、運転指示、水質管理（一部委託）、施設・設備の修繕・更新、薬品購入等については、本組合の直営により運営している。

今後、構成団体の人口減少等による水需要の減少が見込まれる中、施設・設備の老朽化等に伴う対策や更新が必要な時期を迎え、更なる効率化と水道用水供給事業の基盤強化を図るため、最適な運営方法について検討してきたところである。

将来に渡って安全・安心な水道水を提供するとともに、更なるコストの削減及び技術力を確保するため、最適な事業スキームを比較・検討した結果、令和８年度から「第三者委託方式」を採用し、本委託を実施する。

本委託の実施にあたっては、専門的な知識やノウハウ（運転・維持管理能力等）を有する事業者が必要となる。本事業者の選定にあたっては、事業者が提案する見積書の金額（以下「提案価格」という。）のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

第２章　概要

１．名称

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託

２．対象施設及び対象業務

（１）対象施設

本委託における対象施設を以下に示す。

なお、施設情報の詳細については【別紙１】に示す。

①　馬越浄水場（取水設備、浄水処理設備、管理本館等）

②　送水施設（送水管、受水池、弁室、水管橋等）

（２）対象業務

対象業務は対象施設における運転管理等業務である。概要を以下に示す。

①　水道技術管理業務

②　浄水場及び送水施設運転維持管理業務

③　水質管理業務

④　施設維持管理修繕業務

⑤　施設管理業務

⑥　各種報告書作成業務

⑦　その他の業務

３．委託方式

本委託は、水道法第24条の３に基づき、水道の管理に関する技術上の責任と権限を含めて委託する「第三者委託方式」とする。

４．委託期間

本委託の運営期間は、令和８年４月１日から令和13年３月31日までとする。

ただし、契約締結日から令和８年３月31日までの期間（約３箇月間）は移行期間として、令和８年４月１日に速やかに運営が開始できるよう、本事業者は必要な人材確保及び運転教育等を行うこと。

５．見積上限額

本委託の見積上限額は、次のとおりである。

馬越浄水場及び送水施設運営業務委託　866,730,000 円

※消費税及び地方消費税に相当する金額を除いたものである。

６．遵守すべき関係法令等

事業者は、本委託を実施するにあたり必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）を遵守しなければならない。詳細については、要求水準書を参照すること。

第３章　事業者選定の方法

１．事業者選定の方法

（１）事業者選定の方法

本事業者の選定は、応募資格の審査及び提案内容の審査により行う。

詳細については、事業者選定基準を参照とする。

①　応募資格の審査

本委託への応募を希望する者（以下「応募希望者」という。）の応募資格要件について、本組合が指定する要件を満たしていることを審査する。

②　提案内容の審査

ア．基礎審査

応募資格要件を満たした応募希望者（以下「応募者」という。）から提出された提案書等の提案書提出時の提出書類（以下「提案書類」という。）を確認し、提案書類が作成条件を満たしていること、提案内容が「要求水準書」に定めた本組合が求める要求水準との間に矛盾が生じていないことを審査する。

イ．総合評価

第３章１．（２）に示す本委員会は、応募者が提案した内容に対して、実績、提案内容の審査を行い、事業者選定基準に示す得点化基準に従って評価し、得点の合計が最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者に選定するとともにその他の順位を選定する。

なお、総合評価をするにあたって、本委員会は応募者（基礎審査に合格した応募者に限る。）から提案書に関するプレゼンテーションの実施を求め、プレゼンテーション実施後に、当該応募者に対しヒアリングを行う。

（２）事業者選定委員会の設置

第３章１．（１）に示す本事業者を公正かつ適正に選定するため、学識経験者及び関係行政機関職員から構成される「馬越浄水場及び送水施設運営に係る事業者選定委員会」（以下「本委員会」という。）を設置している。本組合は、本委員会の審査及び選定結果を踏まえて、本委託における優先交渉権者を決定する。

①　委員長　　蜂　巣　　旭（東洋大学　経営学部）
②　副委員長　　手　塚　　公　裕（日本大学　工学部）
③　委員　　湯　田　　豊　巳（会津若松市上下水道局）
④　委員　　古　川　　一　夫（会津坂下町）
⑤　委員　　加　藤　　定　行（会津美里町）
⑥　委員　　佐　藤　　鉄　也（会津若松地方広域市町村圏整備組合）

２．事業者選定等のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおり予定している。

〇事業者の募集及び選定のスケジュール

項目	日程
募集の公告 　募集要項、要求水準書、事業者選定基準、 　提案書作成要領、基本協定書（案）、 　委託契約書（案）	令和７年６月２日
資料の閲覧	令和７年６月２日～６月13日
質問の受付	令和７年６月23日～６月30日
現場説明会	令和７年６月９日
質問の回答	令和７年７月22日
応募表明書及び 応募資格審査申請書等の受付	令和７年８月４日～８月８日
応募資格審査結果の通知	令和７年８月25日
提案書の受付	令和７年10月６日～10月10日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施 開札の実施 最優秀提案者の決定	令和７年11月10日
優先交渉権者の決定 審査結果の決定・公表	令和７年11月14日
基本協定締結	令和７年11月21日
本契約締結	令和７年12月26日
運営業務開始	令和８年４月１日

※応募状況によって、日程を変更する場合がある。

３．応募資格に関する事項

（１）応募者の構成等

①　応募者は、単独企業又は複数の企業により構成される企業グループ（以下「グループ」という。）とする。

②　グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数の上限は任意とするが、本委託の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募者はグループを代表する企業１社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が一連の応募手続きを行うこととする。

③　グループの構成企業は、他のグループの構成企業になることは認めない。

　また、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、応募資格を失った場合等により応募者から脱退した構成企業も他のグループの構成企業になることは認めない。

④　特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を結成する場合、代表企業をはじめ、全ての構成企業はＳＰＣに出資しなければならない。

　また、代表企業はＳＰＣの唯一最大の出資者となることを予定するものとする。

⑤　応募者の構成企業のいずれかと財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第３項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第８条第５項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。

（２）応募資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たした者でなければならない。

① 共通の応募資格要件等

応募者の全てが、以下に示す要件を全て満たす者でなければならない。

ア．本組合の入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ．本組合の工事等入札参加資格停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者。

ウ．地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４（入札参加資格に関すること）の規定に該当しない者。

エ．会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。

オ．会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない者。

カ．会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生又は再生手続きの申立てがなされていない者（同法附則第２条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。)。

キ．民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者。

ク．破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第３条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法(大正11年律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。)。

ケ．手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められていない者。

コ．国税、地方税を滞納していない者。

サ．以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の50％を超える議決権を有し、又はその出資の総額の50％を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

（ア）本委員会の委員が属する企業

（イ）本委託に係る発注者支援業務受注者（株式会社　日水コン）

シ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号)第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していないこと。

ス．個人にあっては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあっては、暴力団等の経営支配法人でないこと。

② 運営における応募資格要件

応募者または構成企業は、以下の各項の要件を参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限日において、全て満たさねばならない。

なお、複数項の要件を満たす者は、兼務することが可能とする。

また、応募者または構成企業は、提案書において提案している技術に対し、本委託を適切に行う基本的な技術力を有していることとする。

ア．国内において、ダム・河川等の表流水を水源とする25,600㎥／日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る）及び排水水処理施設（機械脱水方式）の維持管理実績を有すること。

また、国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における急速ろ過方式の浄水施設（排水処理を除く。）の運転管理業務実績５年以上の経験を有する者。

なお、夜間若しくは休日のみの維持管理実績又は排水処理のみの維持管理実績は、実績として認めない。

イ．単独企業もしくは代表企業は、ＩＳＯ9000シリーズ、ＩＳＯ14001の認証を取得していること。

ウ．水道法（昭和32年法律第177号）第24条の３に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が５年以上ある者を配置できること。

エ．事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（３）応募資格の審査基準日

応募資格の審査基準日は、応募表明書及び応募資格審査申請書の提出期限日（令和７年８月８日）とする。

（４）応募者の禁止行為

応募者が本募集要項公表後から委託契約の締結までの間に、３．応募資格に関する事項に定める応募資格要件を満たしていないことが認められた場合のほか、次に掲げる失格事由に該当した応募者を失格とする。

① 募集要項等において規定した以外の方法で書類が提出された場合(軽微と認められる誤りを除く。)。

② 提出された書類に虚偽の記載をした場合。

③ 見積上限額を超える金額の提案をした場合。

④ 自己の有利になることを目的として、本委員会の委員及びその他本組合の関係者に働きかけを行った場合。

⑤ 前各号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合。

⑥ その他募集要項等に定める条件（軽微なものを除く。）に違反したと認められる場合は、選定委員会による審査及び選定の結果を踏まえて、優先交渉権者を決定するものとする。

第４章　応募手続き等

応募希望者は、募集要項等の情報を確認のうえ、以下の応募手続き等を行うこと。

１．募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問の受付と回答の公表については、以下のとおり実施する。

（１）受付期間

令和７年６月23日（月）から令和７年６月30日（月）午後５時まで

（２）提出様式

様式１「募集要項等に関する質問書」(Microsoft　Word形式)

（３）提出方法

様式１「募集要項等に関する質問書」に質問の内容を簡潔にまとめて記入のうえ、「（２）提出様式」のファイルを電子メールに添付し、「（４）提出先」へ送付する。

なお、電話、ファクシミリ又は口頭による質問は受け付けない。

（４）提出先

会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

電子メール：aizu.mizuki@themis.ocn.ne.jp

電話番号　：0242-56-4192

（５）その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「（４）提出先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

（６）回答の公表

令和７年７月22日（火）に本組合のホームページ（以下「本ホームページ」という。）を通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化し、電話等による問い合わせにも応じない。

なお、「質問」として提出された場合であっても、本組合にて記載内容が「意見」であると判断した場合には「意見」として取扱い、「質問」の内容が本委託の実施に直接関係がないと判断した場合には回答を差し控える等、全ての質問に回答するとは限らない。

また、提出者固有のノウハウに基づく等の公開の承諾がない提案について、提出者に対して個別に回答する場合がある。

（７）募集要項等の変更

本組合は、募集要項等に関する質問を踏まえ、募集要項等の内容を見直し変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合には、本ホームページにおいて速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも本ホームページにおいて示す。

２．資料の閲覧

応募希望者に対して、以下のとおり資料の閲覧期間を設ける。

複数の候補日を希望することは可能であるが、実際の閲覧については、１応募希望者につき１日（最大７時間）を上限とする。

なお、資料閲覧の実施は応募の必須条件ではないため、実施しなくても応募は可能とする。

（１）閲覧期間

令和７年６月２日（月）から令和７年６月13日（金）

（土日祝日を除く午前９時から午後５時まで）

（２）申込方法

様式２「資料閲覧申請書」に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し、「（３）申込先」へ送付する。

なお、電話、ファクシミリ又は口頭による申込は受け付けない。

（３）申込先

会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

電子メール：aizu.mizuki@themis.ocn.ne.jp

電話番号　：0242-56-4192

（４）申込期限

令和７年６月６日（金）午後５時まで

（５）回答方法

本組合は閲覧実施日を各応募希望者に書面にて回答する。

（６）その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨及び閲覧日を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「（３）申込先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

３．現場説明会

応募希望者に対して、以下のとおり現場説明会を実施する。

現場説明会中の質問等は受付けない。

なお、現場説明会への参加は応募の必須条件ではないため、参加しなくても応募は可能とする。

（１）開催日時

令和７年６月９日（月）

午前８時30分から午後５時までの本組合が指定する時間

（２）申込方法

様式３「現場説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メールに添付し、「（３）申込先」へ送付する。

なお、電話、ファクシミリ又は口頭による申込は受け付けない。

（３）申込先

会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

電子メール：aizu.mizuki@themis.ocn.ne.jp

電話番号　：0242-56-4192

（４）申込期限

令和７年６月６日（木）午後５時まで

（５）回答方法

本組合は申し込みのあった各応募希望者に書面にて回答する。

（６）その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨及び現場説明会の実施時間を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「（３）申込先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

４．応募表明書及び応募資格審査申請書等の受付

応募希望者は、「応募資格審査申請時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。ただし、該当しない書類は提出不要である。

（１）提出期間

令和７年８月４日（月）から令和７年８月８日（金）午後５時まで

（２）提出方法

応募希望者又は応募希望者の代表企業が持参すること。

受付場所　：福島県大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙 1010 番地
会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

（３）提出部数

２部（正本１部、副本（正本の写し）１部）

○応募資格審査申請時の提出書類

提出書類	様式	留意事項
応募表明書	様式４	
応募資格審査申請書	様式５	
会社概要書		
業務経歴書		
登記簿謄本		・募集公告日以降に交付されたものを構成員すべてが提出すること。
定款		・最新のものを構成員すべてが提出すること。
直近３期分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書		・構成員すべてが提出すること。
国税に係る納税証明書		・直近１ヶ年度分の納税証明書「その３の３」を構成員すべてが提出すること。
本組合の構成市町村の税に係る納税証明書		・直近１ヶ年度分の法人市民税及び固定資産税に係る納税証明書 ・構成員のうち、本組合の構成市町村（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町）に納税義務のある企業すべてが提出すること。
プロポーザル応募者からの暴力団等の排除に関する誓約書	様式６	
委任状	様式７	
国内において25,600㎥／日以上（公称能力）の処理能力を有する浄水場（上水道に限る）の維持管理実績を証明する書類		・維持管理実績を確認できる契約書、仕様書等の写し（１件以上）。 ・応募者又は応募者を構成する企業のうち、少なくとも１者が提出すること。
国内において水道事業及び水道用水供給事業並びに工業用水道事業における急速ろ過方式の浄水施設（排水処理を除く。）の運転管理業務実績５年以上の経験を有することを証明する書類		・維持管理実績を確認できる契約書、仕様書等の写し（１件以上）。 ・応募者又は応募者を構成する企業のうち、少なくとも１者が提出すること。
水道法（昭和32年法律第177号）第24条の３に定める受託水道業務技術管理者の資格を有し、かつ浄水場運転管理の実務経験が５年以上ある者が１名以上在籍していることを証明する書類		・応募者又は応募者を構成する企業のうち、少なくとも１者が提出すること（写しで可）。

ＩＳＯ9000シリーズ、ＩＳＯ14001の認証登録の写し		・応募者又は応募者の代表企業が提出すること。

５．応募資格審査結果の通知

応募資格の審査結果は、令和７年８月 25 日（月）までに応募希望者又は応募希望者の代表企業に書面にて通知する。

６．応募資格審査結果の疑義照会

応募資格審査にて失格となった応募希望者又は応募希望者の代表企業は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に本組合へ書面にて説明を求めることができる。

（１）提出様式

様式８「応募資格審査結果に対する疑義照会」(Microsoft　Word形式)

（２）提出方法

様式８「応募資格審査結果に対する疑義照会」に説明を求める理由を簡潔にまとめて記入のうえ、「（１）提出様式」のファイルを電子メールに添付し、「（３）提出先」へ送付する。

なお、電話、ファクシミリ又は口頭による疑義は受け付けない。

（３）提出先

会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

電子メール：aizu.mizuki@themis.ocn.ne.jp

電話番号　：0242-56-4192

（４）回答方法

本組合は説明を求められた応募希望者又は応募希望者の代表企業に書面にて回答する。

（５）その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「（３）提出先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

７．提案書の受付

応募者は、「提案書提出時の提出書類」に示す書類を以下のとおり提出すること。

（１）受付期間

令和７年10月６日（月）から令和７年10月10日（金）午後５時まで

（２）提出方法

応募者又は応募者の代表企業が持参すること。

受付場所　：福島県大沼郡会津美里町穂馬字宮ノ上乙 1010 番地
会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

○提案書提出時の提出書類

提出書類	様式	部数	留意事項
提案書提出届	様式９	１部	・文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズはこの限りでない。 ・見積書及び見積内訳書は様式12「見積書及び見積内訳書用封筒の記載事項」に基づき封筒に封入して提出する。
提案書	任意様式	10部	
見積書	様式10	１部	
見積内訳書	様式11	１部	
プレゼンテーション参加者届	様式13	１部	
提案書の電子データ一式（ＣＤ―Ｒ）		１枚	

８．提案内容の審査

提案内容の審査は、最初に基礎審査を行った後、応募者（基礎審査に合格した応募者に限る。）から提案書に関するプレゼンテーションの実施を求め、プレゼンテーション実施後に、当該応募者に対しヒアリングを行い、総合評価点を算出する。本委員会は総合評価点が最も優れた提案を行った応募者を最優秀提案者に選定するとともにその他の順位を選定する。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、基礎審査の結果と併せて応募者又は応募者の代表企業に書面にて通知する。

９．優先交渉権者の決定

本組合は、本委員会の審査及び選定の結果を踏まえて、本委託における優先交渉権者及びその他の順位が決定した旨を応募者又は応募者の代表企業に書面にて通知するとともに、本ホームページで公表する。

また、優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、それぞれ、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。

なお、電話等による問い合わせには応じない。

１０．選定結果の疑義照会

優先交渉権者にならなかった応募者又は応募者の代表企業は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に本組合へ書面にて説明を求めることができる。

（１）提出様式

様式14「選定結果に対する疑義照会」（Microsoft　Word形式）

（２）提出方法

様式14「選定結果に対する疑義照会」に説明を求める理由を簡潔にまとめて記入のうえ、「（１）提出様式」のファイルを電子メールに添付し、「（３）提出先」へ送付する。

なお、電話、ファクシミリ又は口頭による疑義は受け付けない。

（３）提出先

会津若松地方広域市町村圏整備組合　用水供給課

電子メール：aizu.mizuki@themis.ocn.ne.jp

電話番号　：0242-56-4192

（４）回答方法

本組合は説明を求められた応募者又は応募者の代表企業に書面にて回答する。

（５）その他

本組合が当該電子メールの到着を確認した場合は、送付先に受領を確認した旨を電子メールで通知する。

なお、送付した曜日が月曜日から木曜日の場合は翌日の午前中までに、金曜日から日曜日の場合は月曜日の午前中までに受領確認を通知する。受領確認通知が届かない場合は、「（３）提出先」の電話番号へ電話確認を行うこと。

１１．基本協定の締結

本組合は、優先交渉権者等と協議を行い、令和７年11月に本委託に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。

１２．委託契約の締結

本組合は、基本協定を締結後、委託契約内容の詳細について優先交渉権者と協議を行い、仕様書を定める。本組合はその仕様書に基づく見積書を徴し、令和７年12月に優先交渉権者と運営業務委託契約を締結する。

１３．その他留意事項

（１）優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者の提案によっても本委託を第三者委託で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

（２）応募にあたっての費用負担

応募にあたっての費用は、すべて応募希望者及び応募者の負担とする。

（３）提出書類の取り扱い

① 著作権

本組合が示した図書の著作権は本組合に帰属し、応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本組合は、事業者選定結果の公表に際して、応募者の承諾を得た上で、必要な範囲で応募者の提案書の一部を無償で使用する。この場合、技術・商業上のノウハウは公表しないほか、優先交渉権者以外の応募者の提案に係る審査結果については、応募者名が特定できないように可能な範囲で配慮する。

② 提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

（４）特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負担する。

第５章　事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１．予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本委託で予想されるリスクについて、本組合と本事業者の分担を【別紙２】に示す。詳細については、最終的に委託契約書で確定する。

また、第三者委託に関する責任の分担について【別紙３】に示す。

２．委託費の支払い等

①　委託費の支払い方法

事業契約に基づく年間計画額の 12 分の 1 を毎月支払う。また、本組合及び本事業者は、必要に応じて委託費変更の協議を行うことができるものとする。

②　突発修繕の上限額設定

委託期間内に突発的に故障が生じた設備等については、委託期間累計 11,500 千円（税抜き）を超えない範囲でその修繕工事を行う。

ただし、協議により、原因が本委託内での維持管理の不備によるものと判断された場合には、本事業者が修繕工事の費用を負担することがある。

また、未使用となった突発修繕工事費は、委託期間終了時に精算を行う。

３．要求する水準

本委託において要求する運営の水準は、要求水準書において示す。

４．実施状況のモニタリング

本組合は、本事業者が行う運営業務について定期的に確認を行う。本事業者が実施する運営業務の水準が本組合の定める水準を下回ることが判明した場合、本組合は業務内容の速やかな改善を求める。改善が認められない場合には、本組合は業務委託料の減額等を行うことができる。

（１）モニタリングの実施

本組合は、要求水準書及び本事業者が提出した提案書並びに委託契約書（以下「要求水準書等」という。）に基づき、委託業務の適正かつ確実な履行水準が確保されているかモニタリングする。

なお、モニタリングは、業務委託料の減額を目的とするものではなく、本組合と本事業者との対話を通じて、本委託が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

また、モニタリングに係る費用のうち、本組合が実施するモニタリングに係る費用は本組合が負担する。本事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、本事業者の負担とする。

（２）業務改善についての措置

モニタリングの結果、事業者による業務が要求水準書等に定めた各条項を満足していないと判断した場合、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

①　是正勧告（第１回目）

ア．是正措置

確認された不具合が繰り返し発生している又は初発でも重大であると

本組合が判断した場合には、本事業者に適切な是正措置をとることを通告（以下「是正勧告」という。）する。是正勧告を受けた本事業者は、速やかに改善方法、改善期間及び再発防止対策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得る。

イ．やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により、要求水準書等を満足することができない場合については、本事業者は速やかにその事由の詳細を本組合に報告し、改善策について本組合と協議する。その結果、本事業者が報告した事由に合理性があると本組合が判断した場合には、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の是正勧告の対象としない。

② 改善の確認

本事業者は業務改善計画書に基づき、改善期間内に改善作業を完了し、本組合に報告する。本組合はその改善状況についてモニタリングを行う。

③ 是正勧告（第２回目）

改善期間内に改善作業が完了しない又は上記②におけるモニタリングの結果、当該不具合が改善されていないと本組合が判断した場合、本組合は本事業者に第２回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出を求める。本事業者は本組合と協議を行い、再度提出した業務改善計画書の承諾を得る。

④ 改善の確認

本事業者は再度提出した業務改善計画書に基づき、改善期間内に改善作業を完了し、本組合に報告する。本組合はその改善状況についてモニタリングを行う。

⑤ 総括責任者等の交代

上記③の改善期間内に改善作業が完了しない又は上記④におけるモニタリングの結果、当該不具合が改善されていないと本組合が判断した場合、本組合は総括責任者等の交代を本事業者に請求することができる。

⑥ 契約の解除等

１回目の是正勧告から最長６ヶ月経ても、当該不具合が改善されていないと本組合が判断し、かつ、本組合がこの委託契約の継続を希望しない場合、本組合は当該契約を解除することができる。

５．事業者の責任の履行の確保に関する事項

（１）事業者の責任の履行について

本事業者は、委託契約に従って責任を履行する。

（２）契約保証金の納付等

委託契約の締結にあたっては、本委託の履行を確保するために、履行保証保険等による本委託期間中の履行保証を行うものとする。